

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収の実施に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

墨田区は、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都墨田区長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①介護保険の被保険者の資格管理 ②第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び還付 ③要介護認定(要支援認定)申請受付 ④要介護(要支援)の認定 ⑤介護サービス利用に係る保険給付等 ⑥保険者事務共同処理事務 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービス利用に係る給付等</p>
③システムの名称	1 介護保険システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 伝送通信ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表 100の項 ・番号法別表主務省令 第50条 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第133条、第134条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 <p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	墨田区福祉保健部介護保険課管理・計画担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話03-5608-6924
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	
連絡先	墨田区福祉保健部介護保険課管理・計画担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号 電話03-5608-6924
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)に従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等 ・ 複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 <p>さらには、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送物の発送作業の際は、宛先に間違いがないかダブルチェックを行う。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・ 特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	特定個人情報の漏洩・滅失・毀損が発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・郵送物の発送作業の際は、宛先に間違いがないかダブルチェックを行う。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	対象人数 一つの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年5月30日 時点	事後	
平成30年6月1日	取扱者数 一つの時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年5月30日 時点	事後	
平成30年6月1日	特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護保険の被保険者の資格管理 ②第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 ③要介護認定(要支援認定)申請受付 ④要介護(要支援)の認定 ⑤介護サービス利用に係る保険給付等 ⑥保険者事務共同処理事務	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護保険の被保険者の資格管理 ②第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 ③要介護認定(要支援認定)申請受付 ④要介護(要支援)の認定 ⑤介護サービス利用に係る保険給付等 ⑥保険者事務共同処理事務 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービス利用に係る給付等	事後	
令和1年6月18日	IV リスク対策		項目追加	事後	様式変更による。
令和1年6月18日	【修正有】しきい値判断項目	2018/5/30	2019/5/31	事後	
令和1年12月13日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」)	事後	
令和1年12月13日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	番号法第19条第7号 別表第二の93の項及び94の項	【照案】 番号法第19条第7号 別表第二の93の項及び94	事後	
令和1年12月13日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	基田区総務部総務課文書管理係 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	基田区福祉保健部介護保険課管理、計画担当 〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番	事後	
令和1年12月13日	II しきい値判断項目 3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に任うものであり、事
令和1年12月13日	III しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に任うものであり、事
令和1年12月13日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生に任うものであり、事
令和2年6月11日	II しきい値判断項目 3 重大事故	発生あり	発生なし	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	III しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	IV リスク対策 1 提出する特定個人情報保護評価書の	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	特定個人情報に関する重大事故の発生から1年以上が経過
令和2年6月11日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	基田区は、介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定	基田区は、介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収の実施	事後	
令和2年6月11日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【照案】 番号法第19条第7号 別表第二の93の項及び94	【情報照案】 番号法第19条第7号 別表第二 43、93、94、	事後	
令和2年6月11日	対象人数 一つの時点の計数か	令和元年5月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年6月11日	取扱者数 一つの時点の計数か	令和元年5月30日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年6月10日	対象人数 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和3年6月10日	取扱者数 一つの時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年5月10日 時点	事後	
令和4年6月16日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照案】 番号法第19条第7号 別表第二 43、93、94.109	【情報照案】 番号法第19条第8号 別表第二 43、93、94.109	事後	
令和4年6月16日	対象人数 一つの時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和4年5月17日 時点	事後	
令和4年6月16日	取扱者数 一つの時点の計数か	令和3年5月10日 時点	令和4年5月17日 時点	事後	
令和5年6月26日	対象人数 一つの時点の計数か	令和4年5月17日 時点	令和5年5月19日時点	事後	
令和5年6月26日	取扱者数 一つの時点の計数か	令和4年5月17日 時点	令和5年5月19日時点	事後	
令和5年6月26日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とい。)第9条第1項 別表第1 68の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とい。)第9条第1項 別表第1 68の項 番号法第19条第8号 別表第二 94.0の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条	事後	
令和5年6月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照案】 番号法第19条第8号 別表第二 43、93、94	【情報照案】 番号法第19条第8号 別表第二 43、93、94	事後	
令和5年6月26日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とい。)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」とい。)	事後	
令和5年6月26日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	【情報照案】 番号法第19条第8号 別表第二 43、93、94、	【情報照案】 番号法第19条第8号に基づき主務省令第2条の	事後	
令和5年6月26日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年5月19日時点	令和6年5月27日時点	事後	
令和5年6月26日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年5月19日時点	令和6年5月27日時点	事後	
令和7年6月27日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護保険の被保険者の資格管理 ②第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収 ③要介護認定(要支援認定)申請受付 ④要介護(要支援)の認定 ⑤介護サービス利用に係る保険給付等 ⑥保険者事務共同処理事務 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービス利用に係る給付等	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、賦課・徴収、要介護(要支援)認定、保険給付を行っている。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。 ①介護保険の被保険者の資格管理 ②第一号被保険者の介護保険料の賦課、徴収及び選付 ③要介護認定(要支援認定)申請受付 ④要介護(要支援)の認定 ⑤介護サービス利用に係る保険給付等 ⑥保険者事務共同処理事務 ⑦介護予防・日常生活支援総合事業における介護サービス利用に係る給付等	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 1 対象人数	令和5年5月19日時点	令和6年5月27日時点	事後	
令和7年6月27日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	令和5年5月19日時点	令和6年5月27日時点	事後	
令和7年6月27日	IV-8 リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。
令和7年6月27日	IV-11 リスク対策	-	項目追加	事後	様式変更による。